

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(水害のリスク)

上北山村は年間を通して雨量が非常に多く、河川の洪水・浸水のリスクは高い。東に「台高山脈」、西に「大峰山脈」の急峻な山々に囲まれており、年間雨量は約3,000mmと非常に多く、2011年の台風12号（紀伊半島大水害）の際は、アメダスによる最大72時間降水量では上北山で1652.2mmを記録し、日本の観測史上最大値を記録。上北山村小桜地区に設置された雨量計では、6日間で総雨量2,436mmが観測され、144世帯324人に避難勧告が発令し、奈良県南部全域においてかつてないほどの大雨に見舞われた。

(土砂災害のリスク)

上北山村ハザードマップによると、土石流、がけ崩れ、地滑りなど、土砂災害が想定され、危害のおそれのある区域は、各集落全てにおいて広範囲に点在しており、災害が各地で発生する恐れがある。また、土砂災害発生区域に道路が面している箇所も多く、過去には土砂崩れにより、国道が3か月間通行止めとなり、住民生活に多大な影響を及ぼした。

(地震災害)

奈良県が公表している「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では奈良県内に8つの地震断層を設定して被害を想定。上北山村に特に被害の大きいとされている中央構造線断層帯による地震の被害は以下の通りである。

中央構造線断層帯

項目	被害予想
震度	6弱
人的被害	死者2名　負傷者3名
建物被害	住宅全壊25棟　住宅半壊60棟
避難者数	143名
ライフライン被害	断水80世帯　停電412世帯

(感染症のリスク)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食業 宿泊業	サービス業	その他	合計
総事業所数	12	6	0	12	8	10	17	65
小規模事業者数	12	6	0	12	8	9	13	60

(3) これまでの取組

○上北山村の取組

- ・上北山村地域防災計画の策定
- ・防災備品の備蓄
- ・上北山村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ハザードマップ等の配布
- ・地域情報配信システム「ライフビジョン」の導入とタブレット端末の各戸配布
- ・河川監視カメラの設置

○上北山村商工会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社との連携及び損害保険への加入促進
- ・上北山村が実施する防災訓練への参加及び協力

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

その他に、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言出来る程度の知識やノウハウを有する職員や、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員職員が不足している。といった課題がある。

また、感染症対策において、上北山村の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- ・地域内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策や事業所BCPの必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、上北山村商工会と上北山村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内においても国内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・会員事業所に対し、事業所BCPの策定支援を、年間を通じて行っていく。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の未加入事業者へ、共済・保険制度に関する説明や相談を実施し、加入促進を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・上北山村商工会と上北山村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・上北山村商工会では多発する自然災害や事故・病気など日々の様々な経営リスクから企業を守り継続事業を支援する。
- ・今回作成する本計画書を基に、災害時に混乱なく応急対応などに取り組めるようとする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補填等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会ホームページ、上北山村広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の策定

- ・上北山村商工会は、令和5年事業継続力強化計画を作成予定

3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社や奈良県商工会連合会へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・(仮称) 上北山村事業継続力強化支援協議会（構成員：上北山村商工会、上北山村）開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 7.1 の地震）が発生したと仮定し、上北山村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で上北山村内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を上北山村商工会と上北山村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上北山村における感染症対策本部設置に基づき上北山村商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・上北山村商工会と上北山村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務するなど。)
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・上北山村内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・上北山村内 1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	--

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 %程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報はない。

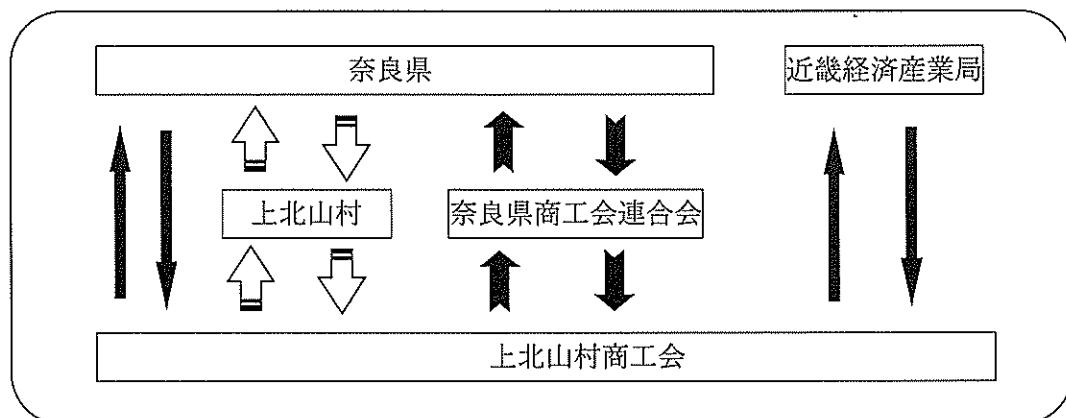
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、上北山村商工会と上北山村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有を行う
1週間～2週間	1日に2回共有を行う
2週間～1ヶ月	1日に1回共有を行う
1ヶ月以降	2日に1回共有を行う

<3. 発災時における指示命令系統連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、上北山村内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・上北山村商工会と上北山村は被害状況の確認方法や被害額（合成、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・上北山村商工会と上北山村が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて上北山村商工会又は上北山村より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、上北山村商工会と上北山村が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は上北山村より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、上北山村と相談する（上北山村商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・上北山村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、上北山村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県に報告する。

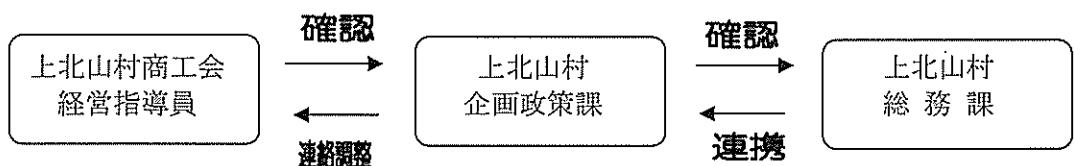
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 4 年 1 2 月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 金岩 修平 (連絡先は後述 (3) ①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言などを行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直しやフォローアップ (1 年に 1 回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ①商工会

上北山村商工会

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村河合 360-8

TEL07468-3-0074 FAX07468-2-0205

e-mail : kamikita@m5.kcn.ne.jp

- ②関係市町村

上北山村役場 企画政策課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村河合 330

TEL07468-2-0001 FAX07468-3-0265

e-mail : kikakuseisaku@vill.kamikitayama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・広告費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、上北山村補助金、奈良県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。